

2019年12月23日 (No.301)

1. 経済法令 (新規、改定)

《 特定業種、地域への投資に対する所得税優遇措置についての政令 》 (重要)

= 2019年12月13日発効 No.78Year2019

- さらなる投資誘致のため、特定業種、地域への投資に対する所得税優遇措置(タックスアローワンス)の供与を拡大するために、3年半前の旧規定を廃止し、新たに規定したもの
- 新たに優遇措置が与えられるのは、①農業(米作、サトウキビ、コーヒー、茶、カカオ、コショウ)、②漁業(甲殻類、軟体動物養殖)、③鉱業(石炭製品、金、銀採掘)、④食品(パーム核、海草、食用油、シリアル食品、パン、菓子、離乳食)、⑤繊維(バティック、産業布)、⑥衣料(編み物)、⑦化学(肥料、有機化学品)等で、従来より38業種多い183業種となった。
- 税優遇措置としては、ハイテク、雇用創出型、国産品使用型の新規投資と拡張投資に対して①年5%ずつ6年間(合計30%)の投資額の所得控除付与、②有形・無形資産に対する加速減価償却の付与(定率法の場合 Benefit Period2年で100%、4年で50%、8年で25%、10年で20%)、③非居住者への配当に対する軽減税率の適用(最大10%、または租税条約上での低税率)、④繰り延べ欠損期間(5年)の延長(100億ルピア超のインフラ投資、70%超の国産品使用、300人以上の雇用に対し追加1年、600人超雇用、5%超の研究開発投資、30%以上の輸出に対し2年、最大10年)、の四つの優遇措置が与えられる
- 既にパイオニア産業(18分野)への投資に対する所得控除(タックスホリデー)などの別の優遇措置を受けている企業には適用されない
- 申請者はライセンス取得1年前、商業生産開始前に OSS システムで申請する

《 外国人雇用補償金についての人材大臣規程 》

= 2019年10月22日発効 No.XXYear2019

- 外国人を雇用する雇用主(Employer)は100米ドル/月(Notification 期間1年で1200米ドル)の外国人雇用補償金(DKPTKA)を支払わなければならない
 - 補償金は PNPB Online Information System を利用して支払う
 - Notification の途中期間で雇用が終了した者は、残存月数の補償金の返還を請求することが出来る。請求は Notification 発行日より1年以内に行わなければならない。
 - 返還を申請する者は、補償金支払い証、納税番号証(NPWP)、宣誓書などを添えてオンラインで申請する。外国人監督局長から推薦状が雇用総局長宛出状され、承認書が発行される。
 - 補償金は人材省のサービス向上のための投資、PNPB オンラインシステム改善のために使用される
- 注)補償金の返還にはこれまで半年~1年程度の時間を要している

2. 経済ニュース

【自動車奢侈品税を改定】 政府は政令(No.73Year2019)を発令し、電気自動車(EV)に優遇税率を適用するなどの自動車奢侈品税を改定した。政令は20121年10月16日から施行される。プラグインハイブリッド電気自動車(PHEV)、バッテリーEV(BEV)、燃料電池自動車(FCEV)に対しては課税標準額を0%としたため、実質税率は0%となる。

乗用車		ダブルキャブ	LCEV(低炭素車両)		二輪・三輪車	
定員10人未満	定員10~15人		LCEV	HV / MHV	250~500cc	500cc超
化石燃料車 15~70%	化石燃料車 15~30%	化石燃料車 10~30%	15%	15~30%	60%	95%
EV車 15%	EV車 15%	EV車 10%				

【東アジア地域包括経済連携協定締結越年】 11月4日に開催された、東アジア地域包括経済連携協定(RCEP)の交渉は、インドが対中貿易拡大を懸念し、一部市場開放に反対したこともあり、協定締結が越年となった。RCEP は日本、中国、韓国、アセアン10ヶ国、計16ヶ国が参加、世界人口の半分、世界のGDPの30%を占める経済圏となる。RCEP 会合では、関税の撤廃・削減、関税・貿易手続きの簡素化、原産地規制の条件設定、金融規制の共通ルール、電子商取引ルール、知的財産ルールの策定、技術支援協力など20の分野で協議が行われている。

【投資有望先でインドネシアは4位】 日本政策金融公庫が海外法人を持つ中小企業に実施したアンケート調査によると「今後3年間の事業展開での有望国」として1位となったのは29.9%を獲得したベトナムであった。2位は中国(9.5%)、3位はインド(9.1%)で、インドネシア(7.2%)で4位であった。インドネシアで「売上げが増える」と回答した企業は60.3%、「利益が増加する」の回答は55.6%、今後の経営方針を「拡大」としたのは56.3%であった。

	ベトナム	中国	インド	インドネシア	タイ	ミャンマー	フィリッピン
2018年(%)	29.9	9.5	9.1	7.2	6.9	6.9	6.4
2019年(%)	29.5	11.9	9.5	7.7	7.8	4.8	7.3

お問い合わせ先

PT FAIR CONSULTING INDONESIA
 16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia
 TEL : +62-21-570-6215 | FAX : +62-21-570-6217
 WEB : <https://www.faircongrp.com/>
 ■ 佐藤 篤
 E-Mail : at.sato@faircongrp.com

「FCG インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。
 「FCG インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
 フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG インドネシア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。